

新宿区自治基本条例の推進について

総合政策部 企画政策課

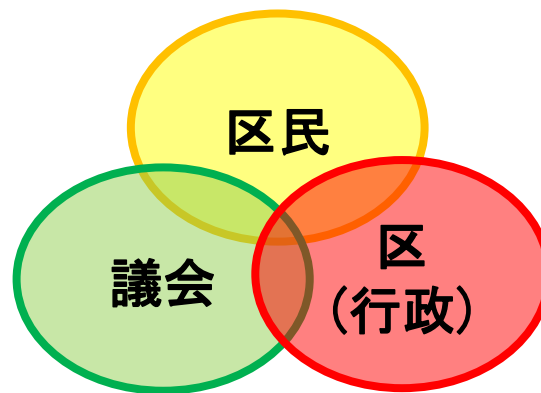
令和6年3月16日

新宿区自治基本条例の内容

区民、議会、区（行政）それぞれがどのような役割を担い、どのような方法でまちづくりを進めていくか自治の基本ルールを明確化

自治の基本ルール

- ・区民の権利・責務
- ・区議会・区長（行政）の責務
- ・区政運営の原則 など



基本ルールを条例化することで区民が主役のまちづくりを着実に推進し、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりへ

新宿区自治基本条例の特色

- 区民の定義 ～ 新宿区に関わる多様な主体
住民、区内で働く者、学ぶ者、活動する者、活動する団体
- 子どもの権利保障、
国際社会との相互理解・協調（多文化共生）の推進
- 条例の見直し（4年を超えない範囲での検証）

新宿区自治基本条例の体系

1 総 則

【第1章】

目的
【第1条】

定義
【第2条】

基本理念
【第3条】

条例の
位置付け
【第4条】

2 区民・議会・区長等 の責務と関係

【第2章】～【第4章】

区民の権利及び
責務
【第5条】【第6条】

議会及び議員
の責務
【第7条～第9条】

区長等の責務
【第10条～第13条】

3 区民の権利を守る制 度や自治体運営のしくみ

【第5章】～【第9章】

区政運営の原則
【第14条】

情報公開及び
個人情報の保護
【第15条～第16条】

住民投票
【第17条～第20条】

地域自治
【第21条】

子どもの権利等
【第22条】

4 国・他自治体と の連携・協力

【第10章】

国、他の自治体と
の連携及び協力
【第23条～第24条】

5 条例の見直し

【第11章】

条例の見直し等
【第25条】

新宿区自治基本条例の条文の紹介

目的（第1条）

この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則 並びに 区民、新宿区議会及び新宿区長の責務等について定め、もって新宿区の更なる自治の実現を図ることを目的とする。

基本理念（第3条）

- 1 区は、人権を尊重し、一人ひとりを大切にする区政を行う。
- 2 区は、区民が主役の自治の実現を図り、区民は、自治の担い手として地域の課題を解決するものとする。
- 3 区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、確立した自治権をもち、区民自治を基本とした区政を推進する。



新宿区の紋章

新宿区自治基本条例の条文の紹介

区民の権利（第5条）

- 1 区民は、区政に関する情報を知る権利を有する。
- 2 区民は、公共サービスを受ける権利を有する。
- 3 区民は、区政に参加する権利を有する。
- 4 区民は、区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する。

区民の責務（第6条）

区民は、区内にともに生きるものとして、
互いの自由及び人格を尊重し、
良好な地域社会の創出に努める
ものとする。



新宿区自治基本条例の条文の紹介

議会の責務（第8条）

- 1 議会は、区民の代表機関として、区民の意思が的確に区政に反映されるよう議決権を行使するとともに、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視するものとする。
- 2 議会は、自治体の立法機関として、積極的に政策立案、政策提言を行い、議会活動の活性化に努めるものとする。
- 3 議会は、議会活動に関する情報を区民と共有し、その説明責任を果たすものとする。

議員の責務（第9条）

- 1 議会の議員は、区民の代表としてその権限及び責任を自覚して行動するものとする。
- 2 議員は、別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正で公平な議会活動を行うものとする。



新宿区自治基本条例の条文の紹介

区長の責務（第11条）

区長は、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うものとする。

区の行政機関の責務（第12条）

- 1 区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断及び責任の下で職務を執行するものとする。
- 2 区の行政機関は、多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たすものとする。



新宿区自治基本条例の条文の紹介

区政運営の原則（第14条）

- 1 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めるとともに、公正で公平な視点に立って、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めるものとする。
- 2 区長は公共サービスの提供に当たっては、区の基本構想に基づきその実現のための総合的な計画を定めるものとする。
- 3 区長は、適切な方法で区の財政状況を公表するものとする。
- 4 区の行政機関は、組織相互間の連携を図り、一体として行政機能を発揮するよう組織を整備するものとする。
- 5 区の行政機関は、多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供するものとする。
- 6 区の行政機関は、行政評価を実施するとともに、その結果について公表し、区政運営に適切に反映するものとする。

新宿区自治基本条例の条文の紹介

情報公開（第15条）

区の行政機関及び議会は、区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、これを積極的に公開することにより、区民との共有を図るものとする。

個人情報保護（第16条）

区の行政機関及び議会は、その保有する個人に関する情報を保護し、これを適切に管理するものとする。



令和4年度 区民意識調査の結果

・新宿区自治基本条例について、平成25年度と令和4年度に区民意識調査※を実施
(※新宿区在住満18歳以上の方から無作為抽出した2,500人対象。区の施策等について伺う調査)

(1) 新宿区自治基本条例の認知度

	平成25年度	令和4年度	
内容を知っている	3.7%	<u>1.7%</u>	▲2.0
内容は分からないが、名前は聞いたことがある	19.1%	<u>23.6%</u>	4.5
知らない(このアンケートで初めて知った)	75.9%	<u>73.2%</u>	▲2.7

(2) 新宿区自治基本条例のハンドブックやパンフレットの認知度

(ホームページへの掲載、特別出張所や区政情報センター(本庁舎1階)で配布、図書館で閲覧できることを知っていますか)

	平成25年度	令和4年度	
知っており、読んだことがある	3.8%	<u>2.1%</u>	▲1.7
知っているが読んだことはない	12.2%	<u>16.9%</u>	4.7
発行されていることを知らなかった	82.3%	<u>79.1%</u>	▲3.2



新宿区自治基本条例のPRの取組

様々な場面で、自治基本条例をPRしています。

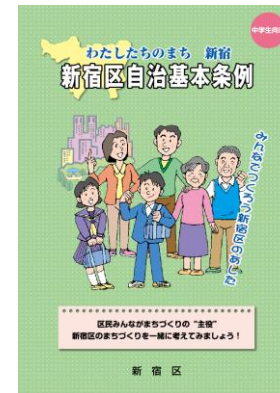
新宿区自治基本条例 ハンドブック

新宿区
平成24年3月



新宿区自治基本条例が制定されました。
<平成23年4月1日施行>

自治基本条例は、新宿区の地域特性を踏まえ、「新宿区」という単位で意思を考え決める場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかなどを定める「自治の基本ルール」です。
これまで区では、基本構想・総合計画に掲げる「自治の基本理念、基本原則の確立」に向けて、あしかけ4年にわたって、新宿区自治基本条例の制定に取り組みしてきました。
区民・議会・区（行政）の三者で構成される新宿区自治基本条例検討連絡会から提出された条例案をもとに区が条例案を作成し、平成22年第3回区議会定例会で可決制定されました。



▲小・中学生向けパンフレット ・授業で活用

▲ハンドブック・パンフレット

- ・ホームページに掲載
- ・特別出張所、本庁舎1階区政情報センター、図書館
- ・はたちのつどい、若者のつどいなどイベントでPR



はたちのつどい行政資料コーナー